

空き家解体の補助制度【長井市特定空家除却補助金】

1. 補助金趣旨

地域の安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図るため、地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して危険を及ぼす可能性があり、長期間使用されず、適正に管理されていない特定空家を除却する工事に要する経費について、予算の範囲内で交付します。**補助率 80%(上限 120 万円)**

【補助対象空き家及び工事】

- ・市が不良住宅かつ特定空家と認定した住宅であること。(判定には2週間程度要します。)※「不良住宅」：住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項
「特定空家」：空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項
- ・併用住宅の場合は、過半が住宅として使用されていたもの。
- ・長井市内に本店または支店を有する解体業者（個人事業者可）と契約を締結する工事であること。
- ・補助の対象になる工事費は、母屋の解体に係る経費のみ（家財道具等の処分費は含まない）
※建物全体（基礎含む）を解体して更地にする工事が補助対象となる。

2. 対象者

次のいずれかに該当し、かつ、市税等の滞納がない方が対象となります。ただし、複数人の権利者がいる場合は、全員から同意が得られていることが条件となります。

- ① 補助対象空き家の所有者(個人に限る)
- ② ①の相続人

3. 事前協議 **書類提出期間：令和8年4月6日（月）～4月30日（木）**

※ 申込多数の場合は抽選となります。【抽選予定日：5月15日（金）】

申込が少ない場合は受付期間を延長し、予算に達した時点で終了します。

所有者等の申出により、市が判定を行います。不良住宅かつ特定空家と認定された場合は、以下の書類を揃え事前協議をしてください。

- ① 長井市特定空家除却補助金交付事前協議書（様式第1号）
- ② 特定空家の登記事項証明書（未登記の場合は、土地家屋名寄帳又は固定資産税課税明細書の写し）
- ③ 工事計画書
- ④ 補助事業（解体）に係る見積書の写し
- ⑤ 補助対象空き家の現況写真（工事着工前の外観と内部の写真）
- ⑥ 関係権利者全員の同意書（権利者が複数人いる場合）

4. 交付申請

事前協議の後、以下の書類をもって交付申請をしてください。

- ① 長井市特定空家除却補助金交付申請書（様式第2号）
- ② 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- ③ 申請者及び関係権利者全員の印鑑証明書
- ④ 前年度の市税等納税証明書



5. 手続きの流れ

